

◎三十三番（今井久敏君）公明党の今井です。県政一般について質問いたします。

内堀知事として二期目スタートの十二月議会を迎え、公明党福島県議団は改めて知事の再選に対しお祝いを申し上げます。と同時に、いまだ有事の福島にあつて、使命、情熱、行動を掲げ、さらなる復興加速と地方創生を全県民に実感していただけるよう、今後とも力強いリーダーシップと県民の心に寄り添う県政運営に大胆に取り組まれるよう強く望むところであります。

それでは、以下通告に従つて質問いたします。

初めに、防災・減災への取り組みについて伺います。

公明党は、結党以来、福祉を政治の主流に押し上げ、多くの賛同を得てきたことは県民、国民の知るところであります。これからの政治の主流を国民の命と暮らしを守るための政治「防災・減災・復興」を最重要テーマとして取り組んでまいる決意です。

東日本大震災、熊本地震、そして本年は大阪府北部地震、西日本豪雨、台風二十一号、北海道胆振東部地震など、これまでに経験したことのないような大規模な災害が相次ぎ、甚大な被害の爪跡を残し、被災され、避難を余儀なくされている方々は福島においても県内外四万三千二百十四人に及んでいます。

公明党は、これまでも災害に強い国づくりを目指し、防災・減災ニューディールを提唱、与党として国土強靱化基本法の成立を初めあらゆる防災・減災に取り組んできたところですが、激甚化する自然災害から国民、県民の命を守るには、いまだ足らざる状況であります。

これよりは、政治家の根本意識、県民一人一人の防災意識をより高めていかなければなりません。防災意識を高める教育を含めて、政治の主流、社

会の主流に防災・減災を押し上げ、自然災害に立ち向かう人間の安全保障を今後とも懸命に追求してまいる覚悟であります。

ここで初めに、知事に伺います。

我が県は、他県とは異なり原発事故という複合災害を抱える県であり、激甚化する自然災害にはより一層の対応が必要です。

そこで、知事は県民の命を守る防災・減災にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、東京オリンピックにおける外国人等への対応について伺います。

二年後に迫った東京オリンピック野球・ソフトボール競技の県内開催では、多くの外国人や障がい者が福島県を訪れることが予想されます。受け入れる県としては、競技会場を初め駅などにおいても安全・安心に来県を楽しめる環境を整える必要があります、大会の成功のためにも万全の体制で取り組み必要があります。

そこで、県は東京オリンピックにおける外国人や障がい者の対応にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、報道によれば、県警本部と各消防本部は外国人の通報に多言語電話通訳で対応できるシステムを構築、県警は十二月一日から運用しています。東京オリンピック野球・ソフトボール競技の県内開催のために福島を訪問する多くの外国人にとっても緊急時の一一〇番、一一九番が頼りです。

消防庁では、現在一一九番通報に多言語で対応できる三者間通話の体制づくりを進めています。しかし調査では、三者間通話の導入により多言語対応が可能になっているのは全国七百三十消防本部のうち六月末時点で二百七十九本部、三割強という状況にあります。

そこで、消防庁が導入経費を地方交付税で支援していることを踏まえて、県は一一九番通報の多言語対応にどのように取り組んでいくのかお尋ねい

たします。

続いて、再生可能エネルギー由来の水素の利用促進について伺います。

北海道胆振地方を震源とする地震の影響で、道内で広範囲にわたる停電で多大な被害が生じました。今回の大規模な停電、ブラックアウトは、苦東厚真火力発電所に大きく依存する仕組みをとっていたことが原因とも言われております。

こうしたことから、中小規模の発電設備を地域につくる分散型エネルギーシステムが必要という声が出てきています。宮城県東松島市では、東日本大震災後に大手電力会社の電力供給が途絶えても電気を供給できるスマート防災エコタウンの実証事業を行っています。

十月、公明党県議団は、東芝の府中事業所で太陽光発電などの再生可能エネルギーによる水素貯蔵を最適に制御し、普段の利用と災害時に利用できるワンコンテナのバックアップ電源モデル製品を視察調査してまいりました。これは、駅や学校、病院施設、さらには災害時に孤立が懸念される中山間地域で水素貯蔵を通して自立型の電源として活用が期待できるシステムであり、既に仙台市内の病院での利用が始まっております。

そこで、災害時の自立型電源としての活用も期待できるCO₂フリーの再生可能エネルギー由来の水素の利用を促進すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次は、ブロック塀等の耐震診断の義務づけについて伺います。

国土交通省は、大阪北部地震でブロック塀の倒壊による死亡事故が起きたことを踏まえ、自治体が指定する避難路の沿道にあるブロック塀等について、一定の長さとし高さを超える場合には耐震診断義務を課す方針を決めて来年一月から施行します。

耐震改修促進法に基づく耐震診断義務は、現在避難路の沿道にある建築物

に課されていますが、塀については実質的に義務がないと承知しております。国交省は今回、耐震基準が強化された一九八一年六月以前につくられ、避難路の沿道にあるブロック塀等に関し耐震診断の義務づけの対象とし、診断義務を課された塀の所有者は所管行政庁に結果を報告する必要がある、行政庁は一定期間後にその結果を公表するとしております。

一戸建て住宅など小規模な建物の塀は所有者の負担を考慮して対象外とするなど、国交省の支援策等の情報を的確に把握した上で、大阪北部地震で発生したブロック塀の倒壊による死亡事故を二度と起こさないためにも、まずは地震発生時における避難路の安全性を確保するため、ブロック塀等の耐震診断に取り組む必要があります。

そこで、避難路の沿道にあるブロック塀等の耐震診断をどのように促進していくのか、県の考えをお尋ねいたします。

次は、訪日外国人等の安全性確保についてであります。

国内に多くの観光地を有する我が国にとって、観光業は主要な産業となっています。また、政府は東京五輪・パラリンピックが開かれる二〇二〇年までに年間の外国人観光客を四千万人までふやすことを目標とし、観光立国の実現を目指しております。

こうした中、本県においては東日本大震災、原発事故の影響を強く受け、観光客の大幅な減少に苦しんできました。七年九カ月の経過の中、関係者皆様の御尽力により、震災前の水準に近づいてはきていますが、いまだ地域格差は大きく、さらなる支援が望まれるところであります。

こうした中、九月には台風二十一号の上陸や北海道胆振東部地震で全国各地に大きな被害が発生、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖されました。札幌市内のホテルでは、ブラックアウトによる停電等で観光客に大きな影響があり、とりわけ外国人観光客にとっては、多言語での災害、交通、避難

情報が十分でないなど、災害時の対応に大きな課題を残したと言えます。

秋田県では、防災対策に取り組むことにより、訪問客が観光を安心して楽しむことができるよう、観光客等の防災対策ガイドラインを策定し、観光地としてのイメージアップを図ろうとしています。

本県においても、世界各地から本県を訪れた観光客に対し災害時の情報を円滑に提供することにより、観光地や宿泊施設等における安全・安心を確保し、外国人観光客の満足度の向上とさらなる誘客につなげていくべきと考えます。

そこで、県は災害時における外国人観光客の安全・安心の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、県内には多数の外国人が居住しており、安心して暮らしていただくためには、外国人への防災や災害に関する情報発信が重要であると思えます。

そこで、県は外国人への防災や災害の情報発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

続いて、事業継続計画の策定について伺います。

福島県は、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県産業振興センター及び東京海上日動火災保険株式会社と福島県BCP策定支援に関する協定を締結し、県内に事業所がある事業者に対し、個別具体的なBCP策定支援に取り組んでおります。

具体的には、BCP策定支援を希望する県内事業者を個別に訪問し、それぞれの実態に応じたBCP策定や同業者団体単位のワークショップ形式によるBCP策定を支援する内容となっております。

これらの支援は、策定に向けての動機にはなりますが、実際に当該計画が意図する効果を得るためには、工場等施設の耐震補強や防災倉庫の設置な

ど、計画に必要な設備投資が必要な場合があります。こうした資金面での具体的な支援を用意しなければ、事業継続計画を策定する事業者の増は望めず、金融機関の低金利融資や利子と信用保証料の一部を補助する支援策等を早急に検討する必要があると考えます。

そこで、県は中小企業の事業継続計画の策定を促進するため、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、遠隔医療の普及拡大についてであります。

我が国は、本格的な高齢化社会に突入し、がんや生活習慣病など、長い期間医療が必要となり、病院でのみとりの増加など、医師不足が顕著となつてきています。特に二〇〇二年から二〇一六年の人口十万人当たりの医師の増加数は四十七都道府県の中で福島県はワースト四位となっており、県の医師不足を補うシステムの構築が喫緊の課題であります。その意味からも、ICTを活用した遠隔医療を進める必要があります。

公明党は、かねてより遠隔医療の推進を訴えてきましたが、過日南相馬市立総合病院を視察調査してまいりました。本県が人工透析を担う専門医師が不足する中、福島県立医科大学付属病院と南相馬市立総合病院は今年三月からタブレットによるテレビ電話を使用し、医大病院の透析専門医から市立病院の医師が助言を受け、また透析中の患者の容体やバイタル情報をリアルタイムで共有し、専門医不在の市立病院でも、遠隔による監視、指示を受けながら安心して人工透析を行う遠隔医療が行われておりました。

そこで、本県医師不足の対応と透析を必要とする方々への環境整備としても、このような遠隔医療を広く展開すべきであります。そのため、まずは僻地等の地域医療を担う県立南会津病院において遠隔管理による人工透析を実施すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

また、県は遠隔医療を始める医療機関をどのように支援していくのかお尋

ねいたします。

次に、成年後見制度の普及について伺います。

認知症高齢者は、平成二十四年時点で約四百六十二万人、軽度の認知障害を持つ人も約四百万人いると推計されています。一方、成年後見制度の利用者は二十一万人にとどまり、生活を見守る身上保護や財産管理を支える同制度の普及が課題になっております。

国は、平成二十九年に制度利用促進計画を策定、全国各地域で家庭裁判所などの司法機関や高齢者と日常的に接する介護サービス事業者といった医療・福祉関係者、弁護士会、金融機関などが連携しネットワークをつくるよう市町村に求め、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的、計画的な推進を図り、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指そうとしております。

市町村は、ネットワークを指揮監督する役割を担う中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等を担い、県は広域の見地から市町村の支援等について取り組むこととなりますが、社会福祉協議会や福祉関係者団体、法律関係者団体等、関係団体の積極的な協力が重要な鍵を握ることから、市町村の取り組みについてより一層支援し、実質的な成年後見制度の利用者増に向けて具体的な成果が出せるよう支援を強化する必要があります。

そこで、県は成年後見制度の普及に向け、市町村をどのように支援しているのかお尋ねいたします。

次に、小児がん対策の充実について伺います。

我が国では、小児の死亡原因の第一位はがんとなっています。小児がんの患者と家族は、発育や教育の対応など成人のがん患者とは異なる課題を抱

えております。小児がんの発症数は年間二千から二千五百人と少ないですが、小児がんを扱う医療施設は全国に二百程度とされ、小児がん患者が適切な医療を受けられない懸念も取り沙汰されているところであります。本県においても、平成二十年から二十五年までに年間三十五件前後で罹患患者が把握されており、早期発見、治療が求められています。

また、小児がんの中に網膜芽細胞腫という目のがんがあり、発症は出生児一万五千人から一万六千人に一人と少ないですが、このがんは五歳までに九五％が診断されており、多くは家族によって子供の目の異常に気づき、受診に至っております。この目の異常を確認するためには、子供の瞳が白っぽく見える状態、いわゆる白色瞳孔の症状をいち早く見つけることが重要であるとされています。

そこで、目の小児がん早期発見のため、乳幼児健康診査票の目の問診項目欄に白色瞳孔を追加すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。また、県内の小児がん治療においては、県立医科大学附属病院が中核的な役割を担い、県内で発症する小児がんの約九割を診療しています。小児がんの治療は長期にわたるため、患者やその家族の負担軽減が必要となります。

そこで、県は小児がん患者とその家族の負担軽減のため、どのように支援しているのかお尋ねいたします。

最後に、県営住宅の管理について伺います。

民法改正により、個人根保証契約に限度額が必要とされることとなり、公営住宅入居に際し連帯保証人の確保が難しくなり住宅に入居できない事態が懸念されております。現状でも低所得者の公営住宅入居に際し連帯保証人が確保できないといったことが問題視されてきましたが、限度額設定となれば、連帯保証人に例えば十数万円の額が設定されるなどすれば、さら

に連帯保証人の確保が難しくなってしまうことは必然ではないでしょうか。
総務省の行政評価でも、公営住宅は国交省において住宅セーフティネットの中核として位置づけられているものの、民間賃貸住宅への入居に困難を伴う高齢者や障がい者、生活保護受給者等が保証人を確保できず入居を辞退した例があったとされています。これらから、国交省住宅局は民法改正を受け平成三十年三月三十日付で公営住宅管理標準条例案を見直し、連帯保証人を必要としない旨、発出したところであります。

そこで、県は県営住宅の連帯保証人について、国の通知を踏まえどのように対応していくのかお尋ねいたします。

また、現在避難指示が解除された区域の住民が入居できる復興公営住宅は県北、相双、いわき地区に限られています。

そこで、避難指示が解除された区域の住民が県内全ての復興公営住宅に入居できるようにすべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございます。（拍手）

◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）今井議員の御質問にお答えいたします。

防災・減災への取り組みについてであります。

ことし七月に発生した西日本の豪雨や北海道胆振東部地震など、近年大規模な自然災害が頻発し、多くの貴重な命が失われています。私は、いかなる状況下にあっても県民の命を守り抜くことが知事としての使命であると考えております。

このため、国土強靱化地域計画に基づき、河川堤防や砂防施設、災害発生時に円滑な輸送を確保する幹線道路ネットワークの整備、老朽化した施設

の長寿命化対策はもとより、土砂災害警戒区域等の指定や市町村が作成するハザードマップの作成支援など、ハード、ソフトの両面から地域の防災力の向上を図るとともに、みずからの命はみずから守る自助、地域の住民が助け合う共助を促進するため、防災ガイドブックを活用した防災教育の推進や住民による防災マップ作成などの支援に取り組んでいるところであります。

さらに、来月には市町村長を対象に災害時の初動対応などについて学ぶくしま防災塾トップ59を開催予定であり、引き続き自助、共助、公助が一体となった施策を総合的に推進してまいります。

今後とも、市町村や関係機関、県民と共働し、オール福島の体制で強い決意を持って県民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させます。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

一一九番通報の多言語対応につきましては、既に郡山及び白河消防本部で電話通訳センターを介した三者間同時通訳を導入済みであり、他の消防本部においても平成三十一年度の導入に向け検討を進めているところであります。

今後も速やかな導入が図られるよう、各消防本部に対し必要な助言及び指導を行ってまいります。

次に、外国人への防災や災害の情報発信につきましては、防災の備えや災害発生時の行動等を啓発するため、防災ガイドブックの英語版を配布しているほか、災害発生時には県国際交流協会内に多言語による相談窓口を設けることとしております。

引き続き、関係機関と協力しながら外国人への防災や災害の情報発信に取

り組んでまいる考えであります。

（企画調整部長櫻井泰典君登壇）

◎企画調整部長（櫻井泰典君）お答えいたします。

再生可能エネルギー由来の水素の利用促進につきましては、環境負荷の軽減や非常時の電源確保、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献するものと考えております。

このため、商用水素ステーションの設置や燃料電池自動車の導入を支援しているほか、新たに公共施設等への燃料電池の導入可能性を調査するなど、引き続き積極的に利用促進に取り組んでまいります。

（保健福祉部長佐藤宏隆君登壇）

◎保健福祉部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

遠隔医療につきましては、医師の地域偏在、診療科偏在への対応や医療機関での対面診療が困難な患者の診察という観点から有効な手法であります。

一方、対面診療に比べ、患者の状態に関して得られる情報が限定されることから、医師の慎重な判断も求められると考えております。

県といたしましては、医師の判断に基づき遠隔医療を始める医療機関に対し、必要な医療機器の整備について支援してまいります。

次に、成年後見制度につきましては、昨年度身寄りのない方などのために市町村長が後見人の申し立てをする際の手続をまとめたマニュアルを作成いたしました。

今年度は、担当者研修会を初め地域連携ネットワークや中核機関設置に向けた支援会議を開催するなど、家庭裁判所や社会福祉協議会等関係機関と連携し、市町村に対する支援を実施しております。

引き続き、成年後見制度の普及に向け、市町村の取り組みが円滑に進むよう積極的に支援してまいります。

次に、小児がん患者とその家族の負担軽減につきましては、小児慢性特定疾病対策事業により医療費の自己負担分を補助するとともに、県立医科大学附属病院に小児がん等で入院する子供が治療の合間に家族と過ごすことのできる宿泊施設に対し支援を行っております。

今後とも、これらの取り組みとあわせて、がん診療連携拠点病院との連携により相談支援体制の充実を図るなど、患者と家族をしつかりと支援してまいります。

（商工労働部長橋本明良君登壇）

◎商工労働部長（橋本明良君）お答えいたします。

中小企業の事業継続計画につきましては、セミナーの開催による計画の必要性の周知や専門家派遣等による個別企業の計画策定支援のほか、計画の実施に当たっては、県制度融資による資金面での支援などを行っているところであります。

今後とも、支援協定を締結した商工団体等と連携しながら、県内企業の先進的な事例等の紹介や金融支援制度の周知など、計画の策定が促進されるよう取り組んでまいります。

（土木部長杉 明彦君登壇）

◎土木部長（杉 明彦君）お答えいたします。

避難路の沿道にあるブロック塀等の耐震診断の促進につきましては、先月公布された改正耐震改修促進法施行令に基づき、県や市町村が耐震改修促進計画で避難路を指定し、耐震診断を義務づけることが重要であるため、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県営住宅の連帯保証人につきましては、住宅の管理上重要な役割を果たしており、必要なものと認識しておりますが、改正された民法が施行される平成三十二年四月に向け、滞納家賃や原状回復費用等に対する保証

のあり方を検討してまいります。

次に、避難指示が解除された区域の住民の復興公営住宅への入居につきまして、これまで比較的空き住戸が多い県北、相双、いわき地区の住宅に限り入居できることとしておりましたが、入居の状況等を踏まえ、来年一月から応募できる地区を県内全域に拡大する予定としております。

（文化スポーツ局長安齋睦男君登壇）

◎文化スポーツ局長（安齋睦男君）お答えいたします。

東京オリンピックにおける外国人や障がい者の対応につきましては、本県のボランティアの募集において外国語や手話を活用できる方の応募を呼びかけるとともに、車椅子など配慮を要する方へのサポートを検討しております。

また、多言語対応やあづま球場へのエレベーター設置の検討など、あらゆる方々が安心して大会を楽しむことができるようしっかりと取り組んでまいります。

（こども未来局長須藤浩光君登壇）

◎こども未来局長（須藤浩光君）お答えいたします。

乳幼児健康診査票の目の問診項目欄に白色瞳孔を追加することにつきましては、網膜芽細胞腫の早期発見に有効であることから、福島県三歳児視聴覚検査マニュアルにおいて問診項目として推奨しております。

現在五十一市町村で実施しておりますが、引き続き全ての市町村において問診項目に白色瞳孔が追加されるよう本マニュアルを活用しながら周知してまいります。

（観光交流局長宮村安治君登壇）

◎観光交流局長（宮村安治君）お答えいたします。

災害時における外国人観光客の安全・安心の確保につきましては、本年九

月の台風二十一号発生時等における課題を踏まえ、日本政府観光局が一元的な災害情報の提供体制を新たに整備したところであります。

今後は、この情報窓口の周知や宿泊施設での円滑な避難誘導に必要な多言語化への支援、官民連携による従事者研修の拡充などにより、外国人観光客が安心して県内を旅行できる環境の整備に取り組んでまいります。

（病院事業管理者阿部正文君登壇）

◎病院事業管理者（阿部正文君）お答えいたします。

県立南会津病院の人工透析につきましては、管内唯一の透析医療機関であることから、継続的かつ安定的に実施していくことが重要であると考えております。

このため、引き続き必要な医師の配置に努めるほか、ICTを活用し、外部の専門医から適切な助言指導を得られる遠隔管理による人工透析についても、先行事例の効果や課題を調査するなど検討を進めてまいります。